

# 第515回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和7年8月8日（金）午後1時30分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

## 1. 出席者

公益代表委員 熊谷礼子、櫻井靖久、下山 朗、坪田園子、福井麻起子  
労働者代表委員 伊垣昭彦、河本章吾、北尾 亮、佐古美希、本村秀史  
使用者代表委員 小西克美、柴田健司、西田雅彦、松岡 誠  
事務局 石崎労働局長、米村労働基準部長、中村賃金室長、  
松川賃金室長補佐、北岡賃金調査員、竿谷賃金調査員

## 2. 審議事項

(1) 奈良県最低賃金専門部会の審議結果について

(2) 奈良県最低賃金の改正決定について（答申）

(3) 奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無および改正決定  
について（諮問）

(4) その他

## 3. 主要経過・審議結果

### 【松川補佐】

「第 515 回 奈良地方最低賃金審議会」を始めさせていただきます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は当麻委員が所用によりご欠席されておりますが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定による、定足数を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは下山会長、議事の進行よろしくお願ひいたします。

### 【下山会長】

本日はご多忙のところ、ご出席をいただきありがとうございます。

ただ今から「第 515 回 奈良地方最低賃金審議会」を開催いたします。まずは、本日の議事録の署名人を指名いたします。私のほかに、労働者側は北尾委員。使用者側は柴田委員。よろしくお願ひします。

議事に入る前に、前回の第 2 回本審で実施しました中央最低賃金審議会の目安答申の報告に関しまして、事務局から説明があるとのことですので、この件につきまして事務局から説明をお願いします。

### 【中村室長】

ご説明いたします。

去る 8 月 4 日に中央最低賃金審査会の目安答申が出まして、本審議会では、その翌日の 8 月 5 日開催の第 2 回本審におきまして、事務局より答申文を読み上げてご報告させていただいたところでございますが、本日のご審議の前に改めて中央最低賃金審議会が取りまとめた令和 7 年度の目安に関する公益委員見解の趣旨について理解を深めていただきたく、中央最低賃金審議会会长からのビデオメッセージを放映いたしますので、ご覧ください。

### 【中央最低賃金審議会藤村会長のメッセージ】

皆さん、こんにちは。中央地方最低賃金審査会会長の藤村です。

今年度も、目安の位置付けの趣旨や、中央最低賃金審議会が取りまとめた令和 7 年度の目安について、中央最低賃金審査会の会長である私から直接お伝えする場を設けさせていただいております。

今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて目安をどのように捉えて参考にするのか。また、今年度の公益委員見解の趣旨について理解を深めていただきたいと思っております。

最低賃金は最低賃金法第 1 条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的としております。通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の 3 要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額検討に当たり考慮する要素としては、様々なものがあるのですが、基本的な考え方を改めてお伝えしておきたいと思います。

まず、最低賃金は法定の 3 要素を求めております。労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。

また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法定されております。その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すことになっております。

また、近年は政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められていることから、それも無視できない状況です。具体的には、中長期の金額目標と地域間格差のは正です。

次に目安について、ご説明したいと思います。

令和5年全員協議会報告や、令和7年度目安小委員会報告に記載しているとおり「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであると私共は考えています。

地方最低賃金審議会におかれでは、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分参照されまして、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽した上での決定をしていただきたいと思っています。

それでは、今年度の目安のポイントをご説明したいと思います。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づきまして納得感のあるものとなるよう、公労使で7回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。3要素のうち何を重視するかは年によって異なるわけですが、昨年度に引き続きまして、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目いたしました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについてご説明いたします。

まず、「労働者の生計費」について、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきました。これは、昔からそのようにしております。

こういった中、今年度の物価について丁寧に議論をし、足下の物価上昇の要因として、生活必需品である食料やエネルギーの寄与が全体の約7割を占めていることや、いわゆるエンゲル係数を勤労者世帯についてみると近年上昇傾向にあり、令和6年度においては勤労者世帯で26.5%となっていること、さらに勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では27.5%と、更に高い水準になっていることなどを公労使で確認いたしました。

しかしながら、食料やエネルギーは昨年、指標としてみた消費者物価指数の「頻繁購入」にだけに含まれるものではなく、また様々な生活必需品の価格が急激に上昇していることに鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む「1か月に1回程度購入」や、そのどちらにも含まれない穀物を含む「食料」、生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」等の生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を広く確認し、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価していく必要があると判断いたしました。

そういった中、今年度の議論では、消費者物価指数のどれか1つの指標に着目するのではなく、複数の指標を総合的にみようということになり、今年度は、「持家の帰属家賃を除く総合」に加えて、4つの指標を追加的にみることにいたしました。具体的には、「頻繁購入」「1か月に1

回程度購入」「基礎的支出項目」「食料」の4つでございます。こういった指標をみながら、「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準、今年度は10月以降の平均が3.9%でしたが、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む先ほどの4つの項目の消費者物価の上昇も勘案いたしました。なお、4つの項目の平均の上昇率を順に申し上げると、4.2%、6.7%、5.0%、6.4%の高い水準になっております。

3要素の2番目の「賃金」については、連合、経団連、日商、厚生労働省の30人未満企業を対象とした賃金改定状況調査といった様々な調査で、賃上げのベクトルが上向きであることが今年も確認されております。賃金が上昇しているという流れにも着目する必要性について公労使の考えが一致したところでございます。

最後に3つ目、「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解されておりまして、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行いました。

支払能力については、実は決め手となる指標がなかなかないわけです。

そこで例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、そのほか売上高経常利益率等も確認しております。その際、資本金規模が1,000万円未満の企業が厳しい等のデータや、価格転嫁にはまだまだ改善の余地があることは意識したところですが、全体として支払能力は改善傾向であるというふうに考えました。

さて、今年度示した目安についてですが、これまでご説明した点と重複しておりますが、強調しておきたいので申し上げておきたいと思います。

3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すに当たっては、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることにも着目しました。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意したところあります。具体的には、全国加重平均としては、今年度は6.0%、63円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次に、ランクごとの目安額についてです。近年、配意を求められている政府の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれており、中央最低賃金審議会としても、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことは必要だと意識してまいりました。そういった中、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の上昇率が、Aランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%となっており、Cランクの上昇率が最も高くなっていることや、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっていることなどの指標を考慮すると、今年度は、下位ランクの目安額が、上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当と考えました。具体的には、Aランク 63円・率にしますと5.6%、Bランク 63円・率は6.3%、Cランク 64円・6.7%といたしました。Cランクの引上げ額、引上げ率が最も高くなっていることは、中央最低賃金審議会として、地域間格差是正への配意、物価や賃金等の指標をみて、お示ししたものであります。公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれているので、地方で

のデータに基づいた審議に当たって、適宜参考としていただきたいと思います。なお、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を發揮していただくために、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータ有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中ありました。これについては、早速労働局には伝達されていると承知しておりますので、適宜参考にされたいと思います。

発効日については、10月1日等の早い段階で発効させるべきという意見もあれば、近年の最低賃金の大幅な引上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要等の声も上がっておりまます。

こうした状況に留意するとともに、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使委員の間で議論して決定できるとされていることを踏まえて、引上げ額とともに、発効日についても十分に公労使で議論を行っていただくよう、中央最低賃金審議会の公益委員として要望したいと思います。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を重ねてまいりました。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考にしていただいて、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを私共は期待をしております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果についてこれからも注目していきたいと思っております。

以上、私からのメッセージでした。

### 【中村室長】

放映は、以上でございます。

### 【下山会長】

はい、ありがとうございました。それでは議事に入ります。

まず、議題（1）の「奈良県最低賃金専門部会の審議結果について」の審議に入ります。奈良県最低賃金専門部会の審議結果について、部会長である私からご報告いたします。では、事務局から報告書を全委員に配布してください。

（報告書を各委員に配布）

皆さん、お手元ありますでしょうか。

奈良県最低賃金の改正につきまして、奈良県最低賃金専門部会において審議した結果、お手元にある報告書記載のとおりの結論となりましたので、ご報告いたします。なお、報告書の内容を確認したいと思いますので、事務局から報告書の読み上げをお願いします。

### 【中村室長】

それではただ今お配りした「奈良最低賃金の改正決定に関する報告書」を読み上げます。

令和7年8月8日

奈良地方最低賃金審議会

会長 下山 朗 殿

奈良地方最低賃金審議会

奈良県最低賃金専門部会

部会長 下山 朗

奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月11日、奈良地方最低賃金審議会において付託された奈良県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙2の内容について、政府及び中央最低賃金審議会に対し意見を具申するよう、奈良地方最低賃金審議会に要望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 熊谷 礼子 下山 朗 坪田 園子

労働者代表委員 河本 章吾 北尾 亮 本村 秀史

使用者代表委員 上村 賢司 当麻 和重 西田 雅彦

別紙1

奈良県最低賃金

- 1 適用する地域  
奈良県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 1,051円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和 7 年 11 月 16 日

別紙2

#### 奈良県最低賃金の改正決定に当たっての付帯事項

政府及び中央最低賃金審議会に対し、以下の点について、迅速な対応を要望する。

- ① 中小零細企業において大幅な最低賃金の引上げを実現するために、すべての事業者が労務費を含むコスト上昇を速やかに価格転嫁できる体制（補助金・助成金を含む）を早急に整えていただきたい。
- ② 社会保険料を含む、いわゆる「年収の壁」が人手不足の解消を妨げていることを認識し、早急に改善を行っていただきたい。
- ③ 地域間格差は最低賃金の相対的比率ではなく、その金額の差が問題であることを認識していただき、今後はその解消に向けた施策を考えていただきたい。
- ④ 地域別最低賃金の審議に当たっては、関連施策の情報や地域別の統計資料を具体的に情報提供していただきたい。
- ⑤ 地域の良質な雇用の創出のために、地元企業と求職者のマッチングを国、都道府県、

市町村の垣根を越えて、より一層積極的かつ有機的に推進していただきたい。

以上でございます。

**【下山会長】**

ただ今、事務局から「奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書」を読み上げてもらいましたので、これをもちまして奈良県最低賃金専門部会の審議結果の報告とさせていただきます。

次に審議結果について、事務局から簡潔に説明して下さい。

**【中村室長】**

それでは、奈良県最低賃金専門部会における審議経過につきまして、ご説明いたします。

専門部会は、計5回開催しました。

7月29日に第1回目を開催し、部会長等の選出、関係資料等の審議を行いました。

8月1日に第2回目を開催し、労働者側委員、使用者側委員それぞれから法定3要素及び地域間格差の是正等に関する意見を伺い認識の共有を行いました。

8月5日に第3回目を開催し、中央最低賃金審議会で示されました目安の報告を行い、金額等の個別審議を行いましたが、労使双方の主張には隔たりがあり、結論には至りませんでした。

昨日8月7日に第4回目を開催し、前回に引き続き金額等の個別審議を行いましたが、労使双方の主張には、なお隔たりがあり結論には至りませんでした。

そして、本日8月8日に第5回目を開催し、前回に引き続き、金額等の個別審議を行いましたところ、全会一致で合意するに至りました。その結果、奈良県最低賃金の改正額は、報告書にございますように現行の986円に65円を上乗せした時間額1,051円、発効日は令和7年11月16日とする、という結論に至りました。なお、65円は中央最低賃金審議会が示した「目安」63円を2円上回る金額でございます。また併せて、報告書の別紙2にございますとおり、付帯事項として5項目の政府及び中央最低賃金審議会に対する要望が取りまとめられました。奈良県最低賃金専門部会の審議経過については以上でございます。

**【下山会長】**

ありがとうございます。ただ今の、奈良県最低賃金専門部会からの報告書に関し、何かご意見、ご質問はございますか。労使いいかがでしょうか。

(意見・質問がないことを確認)

それではただ今審議した報告書を踏まえまして、議題(2)「奈良県最低賃金の改正決定について(答申)」の審議に入ります。

7月11日に奈良労働局長から奈良地方最低賃金審議会の会長宛に奈良県最低賃金の改正改定について諮問があり、その後、先程事務局から説明がありましたとおり、奈良県最低賃金専門部会にて金額審議を行ってきました。そこで、先程の「奈良県最低賃金専門部会の審議結果の報告」、労使双方の委員からのご意見、各団体からの意思表明等の内容を踏まえ、当審議会としましては、奈良県最低賃金に関し、十分な審議を尽くしたと判断しましたので、奈良労働局長あて「答申」

を行いたいと思います。「答申」の内容につきましては、「奈良地方最低賃金審議会では、奈良県最低賃金専門部会の報告書のとおりの内容をもって奈良労働局長あて答申する」ということでよろしいかどうか、挙手により採決を行いたいと思います。採決を取る前に、事務局にて定足数の確認をお願いいたします。

【松川補佐】

定足数の確認でございますが、当麻委員が所用によりご欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定足数を満たしており、13時57分、審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

【下山会長】

現在、定足数が満たされており、奈良地方最低賃金審議会が有効に成立していることを確認しました。採決では、最低賃金審議会令第5条第3項に基づき、会長である私を除いた「出席委員の過半数」をもって決することとなります。もし「賛成」「反対」が同数の場合は「会長の決するところによる」と規定しておりますので、会長である私が決めることになります。

それでは、私を除いた全ての委員の皆様、「賛成」か「反対」のいずれかに挙手をお願いします。事務局にて「賛成」数、「反対」数を確認してください。まず、「奈良県最低賃金専門部会の報告書のとおりの内容をもって奈良労働局長あて答申すること」に「賛成」の方、挙手をお願いいたします。事務局よろしいでしょうか。

次に、「奈良県最低賃金専門部会の報告書のとおりの内容をもって奈良労働局長あて答申すること」に「反対」の方、挙手をお願いいたします。

それでは、事務局から「賛成」「反対」の人数を報告して下さい。

【松川補佐】

採決の結果を報告します。

賛成の方は、公益委員4人、労働者側5人、使用者側4人。合計13人でございます。

【下山会長】

ただ今の採決の結果、1名欠席のため全会一致により、決定いたしました。

以上の結果をもちまして、奈良県最低賃金専門部会の報告書の内容を奈良労働局長あて答申することといたします。それでは、事務局にて「答申文」案を準備してもらっていますので、委員の皆さんに配付してください。

(「答申文」案を各委員に配付)

「答申文」案の内容を確認しますので、事務局から読み上げて下さい。

【中村室長】

「答申文」案を読み上げさせていただきます。

(案)

令和 7 年 8 月 8 日

奈良労働局長  
石崎 琢也 殿

奈良地方最低賃金審議会  
会長 下山 朗

奈良県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 11 日付け奈労発基 0711 第 1 号をもって貴職から諮詢のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり、奈良地方最低賃金審議会として政府及び中央最低賃金審議会に対し意見を具申するので、格別の御高配を賜りたい。

別紙 1

奈良県最低賃金を次のとおり改正決定すること

1 適用する地域

奈良県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,051 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

## 6 効力発生の日

令和7年11月16日

別紙2

### 奈良県最低賃金の改正決定に当たっての付帯事項

政府及び中央最低賃金審議会に対して以下の点について、迅速な対応を要望する。

- ① 中小零細企業において大幅な最低賃金の引上げを実現するために、すべての事業者が労務費を含むコスト上昇を速やかに価格転嫁できる体制（補助金・助成金を含む）を早急に整えていただきたい。
- ② 社会保険料を含む、いわゆる「年収の壁」が人手不足の解消を妨げていることを認識し、早急に改善を行っていただきたい。
- ③ 地域間格差は最低賃金の相対的比率ではなくその金額の差が問題であることを認識していただき、今後はその解消に向けた施策を考えていただきたい。
- ④ 地域別最低賃金の審議に当たっては、関連施策の情報や地域別の統計資料を具体的に情報提供していただきたい。
- ⑤ 地域の良質な雇用の創出のために、地元企業と求職者のマッチングを国、都道府県、市町村の垣根を越えて、より一層積極的かつ有機的に推進していただきたい。

以上でございます。

#### 【下山会長】

ただ今の、「答申文」（案）につきましてご意見、ご質問はございますか。

（意見・質問がないことを確認）

ご意見、ご質問がないようですので、ただ今読み上げていただいた内容をもって「答申文」としますので、案の文字を消してください。

それでは、「答申文」が確定しましたので、これをもちまして奈良労働局長に答申したいと思います。

それでは、事務局にて「答申文」の準備をお願いします。準備ができるまでの間、皆さんは休憩時間としますので、しばらくお待ちください。

（休憩）

### 【中村室長】

本日、報道機関が入りますので、よろしくお願ひします。

お待たせしました。「答申文」の準備が出来ましたので、「答申文」を受け渡しします。

下山会長、石崎局長は事務局後ろに設置しております奈良労働局のバックパネルの前まで、ご移動願います。

それでは、下山会長「答申文」をお渡しください。

(下村会長から奈良労働局長に「答申文」が渡される。)

下山会長、石崎局長は座席にお戻りください。報道機関の皆様はここまでで、ご退出いただきたいと思います。

### 【下山会長】

事務局は、「答申文」の写しを傍聴人、委員の皆さんに配付してください。

(「答申文」の写しを各委員に配付)

### 【中村室長】

それでは、答申文の写しも行き渡ったようですので、奈良労働局長の石崎から謝辞を申し上げます。

### 【石崎局長】

奈良労働局長の石崎でございます。

最低賃金審議会の下山会長をはじめ、委員の皆様方に一言、お礼を申し上げたいと思います。

ただ今、下山会長から「奈良県最低賃金の改正決定」につきまして、ご答申をいただきました。

下山会長をはじめ、委員の皆様方、特に専門部会の委員の皆様方には、大変お忙しい中、長時間にわたり、地域の実態を踏まえた様々な観点から慎重かつ熱心なご審議を賜りました。

本日ご答申をいただきましたこと、そして皆様方のそれぞれの立場における、これまでのご尽力に対しまして、深く感謝を申し上げます。

私ども奈良労働局といたしましては、今後、必要な手続きを進め、改正されます奈良最低賃金について、奈良県内の事業所及び労働者に対してしっかりと周知を図ってまいります。

併せて、「業務改善助成金」をはじめとした中小企業・小規模事業者の皆様への支援策である「賃上げ支援助成金パッケージ」につきましても、積極的に周知し、活用の促進に努めてまいる所存でございます。

また、答申に付された付帯事項につきましては、本省へ上申し、政府全体での取組を働きかけてまいります。奈良労働局におきましても、あらゆる手段を講じて、その実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、皆様への感謝の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

## 【下山会長】

それでは、これをもちまして奈良県最低賃金の改正決定の答申を終わります。

次に、議題（3）「奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定について（諮問）」の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

## 【中村室長】

それでは、ご説明します。

お手元の資料No.1 「奈良県特定最低賃金の改正に係る申出書」をご覧下さい。

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、令和7年7月31日から8月6日の間に、奈良県特定最低賃金の改正決定に関する申出が3件ございました。

1件目は、電機連合奈良地方協議会様から「奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金」の改正決定を求める申出でございます。

2件目は、JAM大阪奈良地区協議会様から「奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」の改正決定を求める申出でございます。

3件目は、自動車総連奈良地方協議会様から「奈良県自動車小売業最低賃金」の改正決定を求める申出でございます。

次の資料9ページに、申出状況をまとめた一覧表がございますので、そちらをご覧ください。

特定最低賃金の内容を改正したいときは、当該産業に属する関係労働者又は関係使用者は、管轄労働局長に対し改正決定を行うよう申し出ることができます。この申出方法の違いから、「労働協約ケース」と「公正競争ケース」に区別することができます。

先ほど申し上げた3件の申出は、いずれも「労働協約ケース」に基づくものでございます。

「労働協約ケース」とは、当該産業において、同種の基幹的労働者、「基幹的」とは「中心的な」という意味ですが、基幹的労働者の概ね3分の1以上の者が、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受けている場合に行われる申出を指します。

一覧表の、水色の「合意者割合」の欄をご覧ください。労働協約の適用労働者数Aは、いずれも基幹的労働者Bの概ね3分の1以上に達しており、申出のございました3件いずれも申出の法定要件を満たしておりましたので、受理をいたしました。

以上でございます。

## 【下山会長】

ただ今の、事務局からの説明を踏まえ、奈良県特定最低賃金の改正決定に関する申出は、3件いずれも要件を満たしているとのことでしたので、奈良労働局長から、その「改正決定の必要性の有無および改正決定」について質問をお受けしたいと思います。

## 【中村室長】

それでは、「奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定」につきまして、奈良労働局長から奈良地方最低賃金審議会の会長あて質問をさせていただきます。

奈良労働局長から、下山会長に「質問文」をお渡しますので、下山会長、石崎局長は事務局

後ろに設置しております奈良労働局のバックパネルの前までご移動願います。

(奈良労働局長から下山会長に「諮問文」が渡される。)

【下山会長】

ただ今の「諮問文」をもちまして、奈良労働局長からの「諮問」をお受けすることといたします。

【中村室長】

それでは、「諮問文」の写しを委員の皆様にお配りしますので、しばらくお待ちください。

(「諮問文」の写しを各委員に配付)

内容を、確認していただくために、私から「諮問文」を読み上げさせていただきます。

奈労発基 0808 第 5 号  
令和 7 年 8 月 8 日

奈良地方最低賃金審議会

会長 下山 朗 殿

奈良労働局長  
石崎 琢也

奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

最低賃金の件名	申出書受理年月日	申出代表者名
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具 製造業最低賃金  (令和元年奈良労働局 最低賃金公示 第2号)	令和7年8月1日	JAM大阪 奈良地区協議会 議長 松井 敦
奈良県電子部品・デバイス・ 電子回路、発電用・送電用・ 配電用電気機械器具、産業用 電気機械器具、民生用電気機 械器具製造業最低賃金  (令和元年奈良労働局 最低賃金公示 第3号)	令和7年7月31日	電機連合 奈良地方協議会 議長 田中 篤史
奈良県自動車小売業最低賃金  (令和元年奈良労働局 最低賃金公示 第4号)	令和7年8月6日	自動車総連 奈良地方協議会 議長 鳥尾 将人

以上でございます。

【下山会長】

それでは、次に「諮問の趣旨」につきまして、事務局から説明をお願いします。

【石崎局長】

それでは、私から諮問の趣旨をご説明します。

ただ今、奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定につきまして、諮問文を会長にお渡しいたしました。

先ほど、事務局からご説明申し上げましたとおり、申出がございました3件の特定最低賃金は、いずれも申出の要件を満たすものとなっております。

なお、後ほど事務局からご説明申し上げますが、労使のイニシアティブを尊重する趣旨から、一部の最低賃金につきましては、ご審議の結論に制約を受けますことに、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、今年度は、改正の必要性に係る審議の場を、従来の運営小委員会から各特定最低賃金専門部会に移し、ご審議いただくものと承知しております。委員の皆様方におかれましては、各産業を代表する部会委員による各産業の個別事情を踏まえた専門部会の審議結果及び奈良県内の様々な実情をご勘案の上、真摯なご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【下山会長】

ありがとうございました。

この諮問につきまして、何かご意見、ご質問はございましたら、お伺いしたいと思いますが、

いかがでしょうか。

(意見・質問がないことを確認)

ご意見、ご質問がないようですので議事を進行します。

ただ今、奈良労働局長からお受けしました奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る「諮問」についての具体的な審議は、先程から話がありましたとおり従来は「運営小委員会」において行っていました。しかし、今年度は「各特定最低賃金専門部会」において審議を行うということで、前々回の第1回本審で皆様方から承認を得ているところでございます。

この特定最低賃金専門部会に関し、第1回本審で決めたことを含め、事務局から説明お願いします。

### 【中村室長】

それでは、特定最低賃金専門部会についてご説明いたします。

まず、特定最低賃金専門部会の労使委員につきましては、奈良県最低賃金専門部会と同様に、関係労使からの推薦によりまして、その候補者のうちから任命することとなっております。

また、労使委員各3名のうち、少なくとも2名は当該産業に直接関係する労使をそれぞれ代表する者をもって充てなければならないものとされています。委員の推薦公示につきましては、本日の審議会終了後に行う予定にしております。公示期間につきましては、本日8月8日から8月25日までとする予定でございます。

各専門部会の開催日時は、部会委員選任後に速やかに日程調整を行わせていただき決定いたしますが、開催日は8月下旬から9月中旬を予定しております。

各特定最低賃金専門部会での審議内容は、「部会長及び部会長代理の選出」、「奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」等を予定しています。審議内容の公開・非公開の取扱いですが、「原則として公開する」ことになっていますが、具体的な取扱いは、各専門部会の中で審議し、決めることになっております。

なお、先ほど奈良労働局長より改正決定の必要性の有無について諮問させていただきました特定最低賃金は3件ございますが、そのうち「奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」及び「奈良県自動車小売業最低賃金」につきましては、先ほどの資料なNo.1の9ページ「特定最低賃金申出状況一覧表」のオレンジ色の欄に記載されております「最も低い労働協約時間額C」が、本日ご答申いただきました改正後の奈良県最低賃金1,051円を下回ることとなりました。

この場合、第1回本審でご決議いただきましたとおり、当該特定最低賃金については、労使のイニシアティブを尊重する趣旨から、労働協約に定める時間額を上回る改正決定はできないため、当該専門部会は開催せず、後日開催予定の第5回本審において「改正の必要性なし」の答申をいたすこととなります。

つまり、今年度開催する専門部会は、「奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金」の1部会のみとなります。

また、当該専門部会での審議の結果、全会一致で「必要性あり」の結論となりました場合は、

引き続き同専門部会で金額審議を行う流れになります。以上でございます。

### 【下山会長】

ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明について、ご質問等はございますか。

(意見・質問がないことを確認)

はい。今年度ですね、専門部会において必要性を審議します。新たな取組でございますので、それぞれ業種を代表する委員による、より深みのある、実効性のある議論を期待したいと思いますので、ご協議のほどご協力をお願いします。

それでは最後、議題（4）「その他」ですが、事務局から何かございますか。

### 【中村室長】

本日、奈良県最低賃金につきまして、ご答申をいただきましたので、奈良県最低賃金の発効までの流れにつきまして、改めましてご説明させていただきます。

最低賃金法第11条第2項におきまして、最低賃金審議会の意見、つまり、答申のことですが、この答申に対し、異議を申し出ることを認めております。

そこで、ご答申をいただきました本日、本審議会の終了後に、8月25日月曜日までを期間とする、異議申出の公示を行います。

もし、異議の申出がなされた場合には、再度、審議会に意見を求めなければなりませんので、その場合は、8月26日火曜日午前10時から審議会を開催する予定にしております。

この8月26日開催の審議会におきまして、奈良労働局長から審議会に対し、異議申出に関する意見をお聴きすべく、「諮問」を行うことになります。

もし、8月26日当日の審議会にて「即日答申」をいただくことになりましたら、速やかに官報の公示手続きを行い、答申に示された「効力発生の日」から改正奈良県最低賃金が発効となる予定でございます。以上でございます。

### 【下山会長】

はい、ありがとうございます。次回の審議会は奈良県最低賃金に係る異議申出がありました場合、8月26日火曜日午前10時から、ここ別館会議室で開催することとします。審議内容は「奈良県最低賃金答申に対する異議申出に係る審議」「特定最低賃金専門部会委員の任命について(報告)」などを予定しています。

なお、異議申出がなかった場合につきましては8月26日の審議会は開催せず、特定最低賃金部会における審議が終了したのち、改めて日程調整の上、次回本審を開催するということになります。

また、次回の審議会も、本日と同様に「公開審議」といたします。

それでは、これをもちまして本日の審議会は終了いたします。お疲れ様でした。